特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	小児慢性特定疾患システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、小児慢性特定疾患システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和7年3月25日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事務
②事務の概要	小児慢性特定疾患治療研究事業は児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行うことを目的とする事業である。 1 申請受付業務 (各保健所は、申請された「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書」等の各申請書を受付。各申請書内容確認及び添付書類の内容確認を行い、健康推進課へ2回/月進達を行う。健康推進課では、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認、データ確認・入力、各保険者へ所得区分の照会を行う。) 2 審査会認定業務 (1回/月に開催される審査会のために、厚生労働省告知第四七五号の掲載番号順に各疾患毎に申請書を用意する。審査終了後、審査医より保留・不承認理由の説明を受け、医療機関及び保護者宛通知文を作成。決裁の後、保護者及び医療機関宛ての通知文を県庁より送付する。) 3 医療受給者証及び登録者証発行業務 (承認された申請者に受給者番号を付与し、医療受給者証及び登録者証を作成し交付する) 4 統計報告業務(厚生労働省へ衛生行政報告例の提出。実績報告による特定医療費支給状況、認定状況の報告。医療意見書データの提出 他)
③システムの名称	小児慢性特定疾患システム
2. 特定個人情報ファイル	名
小児慢性特定疾病医療費支統	会認定申請ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表8の項
4. 情報提供ネットワーク	
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	[提供側]・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42,80,125,161項「照会側]・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13の項
5. 評価実施機関における	5担当部署 5担当部署
①部署	奈良県医療政策局健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求
請求先	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	奈良県医療政策局健康推進課 母子保健・人材確保対策係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8661 FAX:0742-22-5510
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	7年2月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
] ぞれ重点項目評値	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		I]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移民	転(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である				

3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	の上で、事務に必要のない のみ記入するよう注意書き 要な項目のみ入力できる仕	情報を入手す を記載している 様としている! 士組みとなって	限を入手するため、目的外の入手が行われることはない。そでることがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目 る。また、特定し疾患等システムへの入力に当たっては、必まか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処ている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手がと考えられる。				

9. 監	査									
実施の	の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[]	外部監査	
10. 和	従業者に対する教育・	啓発								
従業者	当に対する教育・啓発	[十分に行っている]			<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行	を入れ テって	-	
11. ‡	最も優先度が高いと 考	えられる	6対策			[]全	項目評価又	は重	点項目評価を実	施する
最も優れる対	憂先度が高いと考えら 策	<選択 III	特定個人情報の漏え 支> 目的外の入手が行わる 目的を超えた組付ける を託先提供よる 手報提供ネットワーク 情報提供人対する 大業者 によって にまながり にまながり にまながり においたのの でする に対して にがし にが にが にが にが にが にが にが にが にが にが	れるリ、事務にてな使用でなわれるテンス 滅が	スには等るムムののでは、こののでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは	への対策 要のない情 用されるリス リスクへの対象 スクへの対象 に通じて目的 に通じて不正	報との紐付けた くクへの対策 対策 (を話や情報提供 外の入手が行 な提供が行わ	^{共ネット} われ	ワークシステムを通じた るリスクへの対策	
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である]			<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題があ	を入れ ある 残され	にている	
	判断の根拠	を実施し 特定個 報を紐付	景等システムにおいて ている。また、副本登 し情報は、担当業務1 けけられることはない。 情報との紐付けが行れ	き録等に こ必要が 。これら	は範の	用する統合: 囲に制限し 対策を講じて	宛名システム ており、担当し いることから、	こおし てい? 目的	いても、各職員が関ない業務に関する。 ない業務に関する。 」を超えた紐付け、	覧等できる 特定個人情

変更簡所

変更固成 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長	保健予防課長 前野 孝久	保健予防課長 中井 康純	事後	人事異動による修正 (その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告)
	I 関連情報 1. 特定個人 情報を取り扱う事務 ②事務 の内容	の疾患については、治療期間が長く、医療費	法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行うことを目的とする事	事後	組織再編及び事務手順の見直しによる修正
平成31年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人 情報を取り扱う事務 ②事務 の内容	1 申請受付業務 (各保健所は、申請された「小児慢性特定疾病 医療費支給認定申請書」等の各申請書を受 付。各申請書内容確認及び添付書類の内容 確認を行う。新規申請はデータをシステムに入 力する。健康推進課へ1回/月進達を行う。健 康推進課では、進達された申請書等の記載力容・添付書類の確認、既認定者のデータ入力を行う。) 2 審査会認定業務 (1回/月に開催される審査会のために、厚生 労働省告知第四七五号の掲載番号順後、審護 毎に申請書を用意する。審査終了後、保護 者宛通知文を作成。決裁の後、保護者宛通知文を作成。決裁の後、保護者宛通知文を作成。決裁の後、保護者宛 道知文を作成。決裁の後、保護者宛通知文を作成。決裁の後、保護者宛通知文を作成。決裁の後、保護者宛 文は管轄の保健所を介して、一一送付する。) 3 医療受給者証を行業務 (承認された申請に対して、受給者番号をシス 下ムを使用して付与。規定の医療受給名簿は関係保健所宛保護者の宛名ラベルと共に送付する。) 4 統計報告業務(厚生労働省へ衛生行政報 6例提出、小児慢性特定疾患治療研究事業 の登録管理データの提出他)	1 申請受付業務 (各保健所は、申請された「小児慢性特定疾病 医療費支給認定申請書」等の各申請書を受 付。各申請書内容確認及び添付書類の内容 確認を行い、健康推進課では、進達された申請書等の 記載内容・添付書類の確認、データ確認、入 力、各保険者へ所得区分の照会を行う。 2 審査会認定業務 (1回/月に開催される審査会のために、厚生 労働省告知第四七五号の掲載番号順に各疾 患毎に申請書を用意する。審査を別に各療 患毎に申請書を用意する。審査を別し、医療 機関及び保護者の通知文を作成。決裁の所より 送付する。) 3 医療受給者証発行業務 (承認された申請者に受給者番号を付与し、医療受給者証を作成。健康推進課から申請者に受給者番号を付与、医療受給者証を付する。 4 統計報告業務(厚生労働省へ衛生行政報告例提出。実績報告による特定医療費支給 状況、認定状況の報告。医療意見書データの 提出 他)	事後	組織再編及び事務手順の見直しによる修正
平成31年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	若しくは措置に関する情報に係る主務省令は 未制定 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項	[提供側] -番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 -番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第5号まで、第44条第1号二、及び同条第2号から第5号まで [照会側] -番号法第10条第7号 別表第二の9の項・番号法第13表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号	事後	法令の制定による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施 期間における担当部署 ①部 署名	奈良県医療政策部保健予防課	奈良県医療政策局健康推進課	事後	組織再編に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施 期間における担当部署 ②所	保健予防課長 中井 康純	健康推進課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正及び組 搬再編に伴う変更
平成31年3月8日	属長の役職名 Ⅰ 関連情報 7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止 請求	総務部総務課 県政情報係	総務部法務文書課 県政情報係	事後	組織再編に伴う変更
	I 関連情報 8. 特定個人 情報にの取扱いに関する問 合わせ 連絡先	奈良県医療政策部保健予防課 難病・医療支援係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8660 FAX:0742-22-8262	奈良県医療政策局健康推進課 母子·保健対策係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8661 FAX:0742-22-5510	事後	組織再編に伴う変更
平成31年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日	平成30年12月1日	事後	時点修正
平成31年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日	平成30年12月1日	事後	時点修正
平成31年3月8日	Ⅳ リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う 変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	[提供側] -番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 -番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第5号まで、第44条第1号二、及び同条第2号から第5号まで [照会側] -番号法第19条第7号 別表第二の9の項 -番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号	[提供側] -番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項。 -番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第44条第1号二及び同条第2号から6号まで [照会側] -番号法第19条第7号 別表第二の9の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和2年3月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	奈良県医療政策局健康推進課 母子·保健対 策係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8661 FAX:0742-22-5510	奈良県医療政策局健康推進課 母子保健·人 材確保対策係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8661 FAX:0742-22-5510	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和2年3月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び得特数定定める命第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第44条第1号二及び同条第2号から6号まで [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号	[提供側] -番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第30条の2、第44条第1号二及び同条第2号から第6号まで [照会側] -番号法第19条第7号 別表第二の9の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第3号	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
	I 関連情報 7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止 請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第30条の2、第44条第1号二及び同条第2号から第6号まで [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第3号	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第3号口、第44条第1号二及び同条第2号から第6号まで 「照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の9の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第3号	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和4年3月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和5年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の項・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命 令第7条第2号	・番号法第9条第1項、別表第一の項・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命 令第7条	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和6年3月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	時点修正
令和6年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省命令で定める事務 を定める命令第7条	・番号法第9条第1項別表第一の7の項条	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴う修正
令和6年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第30条第1号口、同条第3号口、第44条第1号二及び同条第2号から第6号まで 「照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の9の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第3号	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項、 56の2の項及び87の項 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の9の項	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正に伴う修正
令和6年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	小児慢性特定疾患治療研究事業は児童福祉 法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にか かっていることにより長期にわたり療養を必要 疾患の治療方法に関する研究等に資金 疾患の治療方法に関する研究等に資金 疾患の治療方法に関する研究等に資金 疾患の治療方法に関する研究等に資金 疾患の治療方法に関する研究等に資金 素である。 1 申請された「小児慢性特定疾疾 医療費支給認定申請書」等の各申請書を受容 体護設を行い、健康推進課へ2回/月進達書の内容 で確認を行い、健康推進課へ2回/月進達書の内容 で確認を行い、健康推進課へ2回/月進達書の内容 でである。 を存するで、での一般では、進達された申申確認、、 の名年時本のでは、進達された申申確認、、 の名年時本のでは、 の名年のでは、 の名を行い、 の名字を行り、 の名字を行う。) 2 審査会認を での通知文を保護者の 機関及び保護者ののの ののの提出、 変後の を後後、 を後述の が、 の提出、 の提出、 を療養の提出、 を療養の提出、 を療養の提出、 を療養の提出、 を療養の提出、 を療養の提出、 を療養の提出、 を療養の提出、 を療養の提出、 を療養の を療養の をを変わる。 をを変わる。 ををを変しい はのの はのなが、 を後述の を後述の を後述の を後述の を後述の を後述の を後述の を後述の を後述の をををををををををををををををををををををををををををををををををををを	小児慢性特定疾患治療研究事業は児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当医療・の給付その他の事業を行うことを目的とする事業では、企業を受ける。 1 申請受付業務を必要を発表を表します。 1 申請受付業務(各保健所は、申請書)等の名申請書を内書類の内容・成分書類の内容・成分書類の内容・成分書類の内容・成分書類の内容・成分書類の方法・のでは、多申請書、内容確認を行い、健康推進課へ2回/月進書書の内容・添付書類の存でう。健康推進課では、進達された申請書のを行う。健康推進課では、進達された申請書を用意する。報重を受け、多申、日本のでは、第一次の一般では、企業を表します。 2 審査会認定業務 (1回/月に開達の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義を表します。 2 審査会認定と素務 (1回/月に開達の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の	事後	法令改正による文言修正
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号 の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の7の項条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表8の項	事後	法令改正による修正
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	「 番号法第19条第8号 別表第二の26の項、 56の2の項及び87の項 「照会側」 ・番号法第19条第8号 別表第二の9の項	[提供側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表 42,80,125,161項 [照会側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表 13の項	事後	法令改正による修正
令和7年3月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日	令和7年2月1日	事後	時点修正
令和7年3月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日	令和7年2月1日	事後	時点修正
令和7年3月25日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価及び重点項目評価	基礎項目評価	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和7年3月25日	IV リスク対策 8人手を介 在させる作業	_	新設された「判断の基準」の記載	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正に伴う修正
令和7年3月25日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策	_	新設された「評価項目」「判断の基準」の記載	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正に伴う修正